

# クレーンの災害事例について

中央労働基準監督署

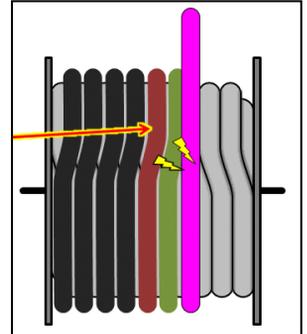
中央署管内の建設現場においてクレーンの事故が多発しています！

**発生日時：**平成27年7月 中央区  
**機種：**クローラクレーン100トン吊り  
**事故発生概要：**

建物建設の基礎工事において、山留芯材(H鋼材:重量7.7トン)(長さ42メートル)建込みの最終レベル調整動作中に、使用していた移動式クレーンの補巻ワイヤロープ(モノロープ:直径28ミリ)が補巻ドラム付近で切断したものを。

**推定発生原因：**

巻上ドラムに巻き込まれるワイヤロープのクロスオーバー部の損傷が原因のひとつと思われる。



クロスオーバー部概要

**発生日時：**平成27年8月 中央区  
**機種：**車両積載型移動式クレーン 2.9トン吊り  
**事故発生概要：**

建物解体工事において、足場防音パネル(1.3トン)を荷卸しする際に、アウトリガーを縮めていた側に旋回したため、車体ごと転倒したものを。

(作業していた位置では、アウトリガー最大張出での定格荷重は0.6トンであった。)

**推定発生原因：**

アウトリガー最小張出しのため、過荷重の状態になったものと思われる。

**発生日時：**平成27年9月 中央区  
**機種：**クライミングクレーン2.9トン吊り  
**事故発生概要：**

建物増築工事において、足場板(約1トン)を躯体上部から地上に荷卸しする作業中にジブが不意に降下して折損したものを。

**推定発生原因：**

巻上げドラム乱巻きを発端として、起伏ワイヤドラム制御装置を破損させてものと思われる。

## 共通する注意事項

- 1 巻上げドラムについてワイヤロープが乱巻きになっていないか確認するとともに、ワイヤロープの状況を良く確認すること。(異常な状況の早期発見)
- 2 車両積載型移動式クレーンについてはアウトリガーを最大張出しで作業。
- 3 無線操作式のクレーンについては、吊り荷を常に確認しながら操作する。(操作継続したまま持ち場を離れないこと。「ながら運転をしないこと」)

## 車両積載型移動式クレーンの注意事項

定格荷重は下記条件により変化するため、事前に作業の計画を十分にたてる必要がある。

- ①作業領域(前方吊りは空車時には他領域の約25%に低減)
  - ②空車・積載状況
  - ③アウトリガー張出状況(最小は最大の約40%に低減)
  - ④使用ブームの状況(長さ)
  - ⑤作業半径
- (注: 荷重低減率は一例であり機種により違いがあります)